

報告第 53 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金70,900円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年 9 月10日、盛岡市青山三丁目地内において、市道青山三丁目四丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 54 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
(仮称) 青山三丁目アパート新 5号館建設（建築主体）工事	契約金額「443,025,000円」を 「447,014,700円」に改める。	令和元年11月 1 日

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,400円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 5 日、盛岡市上太田四ツ家地内において、市道上鹿妻猪去 3 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 56 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 5,700円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年10月13日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道向中野飯岡新田 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 57 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 5,400円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年10月19日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道上厨川 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 58 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 108,201円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年10月 5 日，盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて，練習試合中にファウルボールが飛び出し，隣接の宅地に駐車していた車両に当たり，車両を損傷したことによる。

報告第 59 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


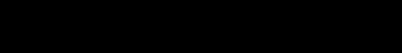
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金30,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和元年10月21日、盛岡市平賀新田字水道地内において、市道西青山一丁目上厨川 2 号線を自動車で行中、道路端の舗装破損箇所に車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 60 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月18日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

（盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第29条の 6 第 4 項中「第 7 条第 5 項第 4 号ト」を「第 7 条第 5 項第 4 号チ」に改める。

（盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項第 2 号中「法第34条の20第 1 項第 4 号」を「第34条の20第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例中第 2 条の規定は公布の日から、第 1 条の規定は令和元年12月14日から施行する。

報告第 61 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
中央公民館複合化・大規模改修 (建築主体) 工事	契約金額「576,623,620円」を 「584,941,820円」に改める。	令和元年11月18日

報告第 62 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
中央公民館複合化・大規模改修 （機械設備）工事	契約金額「 555,645,440円」を 「 550,108,040円」に改める。	令和元年11月18日

報告第 63 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月 3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
中央公民館複合化・大規模改修 （電気設備）工事	契約金額「390,251,740円」を 「398,253,140円」に改める。	令和元年11月18日